

北アイルランド紛争の背景

—キャメロン報告書（1969年）を中心にして—

高 神 信 一[†]

キーワード：北アイルランド紛争，宗派差別，カトリック，プロテスタント

はじめに

イギリスのEU離脱をめぐって、北アイルランドと南のアイルランド共和国の国境問題が取り上げられるようになった。すなわちイギリスがEUに残留している限りは、北アイルランドとアイルランド共和国間には国境が存在しない。だが、イギリスがひとたびEUを離脱することになれば両地域間に国境が復活し、北アイルランドの帰属をめぐって争われた、北アイルランド紛争の悪夢が蘇るのである。本稿は、北アイルランド紛争の背景を検討する¹⁾。

北アイルランドは、1960年代終わりから紛争が激化し、世界的な注目を浴びた。その引き金を引いたのは、カトリックの地位を改善しようとし、1960年代後半に始まった「公民権運動」だった。この運動の中心となったのが、1967年に結成された「北アイルランド公民権協会」である。協会が1968年10月に組織したデモ行進は、警察によって厳しく取り締まられ、この様子がテレビを通じて全世界に流された。また、このデモ行進はプロテスタントの襲撃も受け、カトリックとプロテスタントの宗派間の衝突が拡大していったのである。1969年8月になると、警察ではもはや暴力の応酬を取り締まることができず、英軍が投入された。

[†]大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 2月20日

最終原稿提出日 4月5日

- 1) わが国では以下の研究がある。松尾太郎『IRA 民族のロマンと反逆』論創社、1994年；堀越智『北アイルランド紛争の歴史』論創社、1996；鈴木良平『IRA—アイルランドのナショナリズム』彩流社、1999年；森ありさ「北アイルランド—ユニオニズムと自治のはざままで—」（木畑洋一編『イギリス帝国と20世紀』第5巻，ミネルヴァ書房，2007年）；尹慧瑛『暴力と和解のあいだ—北アイルランド紛争を生きる人びと』法政大学出版局，2007年。

ところでカトリック側の暴力の中心となったのがIRA (Irish Republican Army) であり、プロテスタントや北アイルランドの警察、英軍を標的にし、英国本土も活動範囲に含めた。プロテスタント側はUDA (Ulster Defense Association) などの武装組織を設立し、カトリックへの攻撃を加えていった。1969年から現在までの紛争に関連した犠牲者は3,000人を超えている。このようにして公民権運動は合法的にカトリックの地位改善を求めたにすぎなかったにもかかわらず、プロテスタントとの宗派对立を引き起こし、北アイルランドを暴力の応酬の場と化してしまったのは皮肉なことである。とはいえ、イギリス政府は紛争の激化まで北アイルランドを等閑視していたのではない。1963年の数字であるが、イギリス政府は北アイルランド政府に対して、社会保障費や農業支援を目的として46,770,000ポンドを援助している²⁾。

現在、北アイルランドでは紛争は小康状態にある。これをもたらしたのは、1998年4月に、トニー・ブレア英国首相、アイルランド共和国バーティー・アハーン首相、そして北アイルランドの政治指導者の間で合意された「グッドフライデイ・アグリーメント聖金曜日協定」である。この協定によれば、北アイルランドには独自の地方自治議会が設置され、この議会は地方自治政府の執行部を選出する。さらにアイルランド共和国政府と北アイルランドの政治指導者の意見交換の場として「南北アイルランド評議会」を設けるということだった。実際、北アイルランドには2007年に選出された自治議会が存在し、2010年2月の「ヒルズバラ協定」によって、警察・司法の権限が英国政府から移譲されている。

ところで紛争の発端は、17世紀に行われた植民によって、イングランドやスコットランドからの入植者がカトリックの土地を奪ったことだった。だが、これ以上に問題なのが1920年に制定された「アイルランド統治法」によって成立した「北アイルランド国家」が、カトリックを差別したことである。選挙制度に関していえば、プロテスタントの居住区に多くの議員を配分し、公営住宅の割当てや地方自治体への就職ではプロテスタントが著しく有利な状態にあった。民間企業についてもプロテスタントが優遇された。すなわちプロテスタントによるカトリックへの差別が紛争の原因となったのである³⁾。プロテスタントの大部分は政治体制としてイギリスとの合同を望んでいることからユニオニストとも呼ばれる。

北アイルランド紛争が激化した1960年代終わりのカトリックの差別の実態を扱った研究のなかでもっともすぐれたものは、1983年に出版されたジョン・ホワイトの研究である。管見の限り、ホワイトの研究を越える研究はその後見いだされない。カトリックへの差別

2) R.J. Lawrence, *The Government of Northern Ireland: public finance and public services 1921-1964*, Oxford: Clarendon Press, 1965, p. 87.

3) 高神信一「北アイルランドにおける宗派差別」イギリス文化事典編集委員会編『イギリス文化事典』丸善出版、2014年、pp. 752-3を参照。

の実態が研究者の関心を引き付けてこなかった理由は、ホワイト自身が述べていることだが、1960年代末以降、カトリックに対する差別の問題への関心が薄れたということだった。というのも、1968年から69年にかけて公表された包括的な改革が差別を解消すると考えられ、さらに暴力やそれへの対応が新たな関心事として浮上してきたからだった⁴⁾。こうした研究状況のなかで、紛争の背景を解明する手がかりとなる、貴重な報告書がある。紛争が激化した直後に提出されたキャメロン報告書（Cameron Report）である⁵⁾。そこで本稿はキャメロン報告書を主要な史料としながら、二次文献を参考にしながら、北アイルランド紛争の背景を説明する⁶⁾。

キャメロン報告書は、1969年3月3日に設立された委員会が作成したものである。委員長はスコットランド貴族で裁判官のキャメロン卿（Lord Cameron）で、委員はクイーンズ大学病理学教授ジョン・ビガード（John Biggart）、セント・ジョセフ・トレーニング・カレッジの教育学講師ジェームズ・ジョセフ・キャンベル（James Joseph Campbell）の2名であった⁷⁾。調査委員会は26回の会合をもち、ロンドンデリー、アーマー、ニューリー、

4) Whyte, 'How Much Discrimination Was There under the Unionist Regime, 1921-68?', in Tom Gallagher and James O'Connell (eds.), *Contemporary Irish Studies*, Manchester: Manchester University Press, 1983. ホワイトによれば、ナショナリストの視点から少数派（カトリック）への差別を扱っているのは、Henry Harrison, *Ulster and the British Empire 1939: help or hindrance?*, London: Robert Hale, 1939; Frank Gallagher, *The Indivisible Island: the story of the partition of Ireland*, London: Gollancz, 1957. ナショナリストから批判を論駁しているユニオニストの研究は、Hugh Shearman, *Not An Inch: a study of Northern Ireland and Lord Craigavon*, London: Faber, 1942; Hugh Shearman, *Anglo-Irish Relations*, London: Faber, 1948; Thomas Wilson (ed.), *Ulster under Home Rule: a study of the political and economic problems of Northern Ireland*, London: Oxford University Press, 1955; William A. Carson, *Ulster and the Irish Republic*, Belfast: William W. Cleland, 1956; A.J. Walmsley, *Northern Ireland: its policies and record*, Belfast: Ulster Unionist Council, 1959.

5) *Cameron Report*, p. 7. 調査報告書は、16章から構成されている（第1章序文、第2章公共秩序を維持する政府の法的権力と大臣の権力行使、第3章カリドン事件と1968年8月24日のダンガノン行進、第4章1968年10月5日のロンドンデリーにおける公民権デモとその後、第5章クイーンズ大学とピープルズ・デモクラシーのグループ、第6章10月5日のロンドンデリーのデモのその後、第7章1968年11月23日および12月4日のダンガノン、第8章1968年11月30日のアーマー、第9章1969年1月1日から4日のベルファスト-ロンドンデリー間のピープルズ・デモクラシーの行進および1969年1月3日から5日のロンドンデリーにおける騒動、第10章1969年1月11日のニューリー、第11章1月11日のロンドンデリーにおける事件、第12章騒擾（disorders）の諸原因、第13章政府の行為、第14章警察の行為、第15章騒動（disturbances）に関係した諸組織、第16章騒擾（disorders）の諸原因にかんする結論の要約）。

6) カトリックへの差別の実態を知る史料として、Parliamentary Commissioner for AdministrationやCommissioner for Complaints, the Fair Employment Agencyの報告書がある。

7) *Disturbances in Northern Ireland: report of the commission appointed by the governor of Northern Ireland, presented to Parliament by Command of His Excellency the Governor of Northern Ireland September 1969*, Belfast: Her Majesty's Stationary Office, Cmd 532（以下 *Cameron Report* と略す）。堀越智『北アイルランド紛争の歴史』, pp. 153-4.

ダンガノン、エニスキレンを訪問し、現地調査を行い、1969年9月に北アイルランド議会に調査報告書を提出している。

キャメロン報告書の主題は、1968年10月5日に始まった暴力の原因を検討することだった。暴力の直接の原因はさまざまな要因が絡み合っているとしたうえで、とくに注目されているのが、北アイルランドではプロテスタントとカトリックのそれぞれのコミュニティが存在し、それらが歴史的に分断され、互いに憤慨や不満を抱いてきたことである⁸⁾。

ところで先に紹介したホワイトは、北アイルランドにおける差別の実態を、1) 選挙行為、2) 公共部門の雇用、3) 民間部門の雇用、4) 公営住宅、5) 地域発展、6) 警察の6つに分類して考察している。そこで本稿はこの分類を手掛かりとしながら、キャメロン報告書を検討していくことにする。

1. 議会選挙

まず北アイルランド国家が成立した過程をみておこう⁹⁾。1920年に成立した「アイルランド統治法 (The Government of Ireland Act)」によって、アイルランドは南北に分割され、それぞれに議会が設立されることになった。だが、連合王国 (イギリス) 政府は軍、外務、関税などの権限を確保し、アイルランドの南北の両議会は内政に関する権限を有するものとなった。1921年6月には「北アイルランド議会」が開催され、北アイルランドは連合王国の一部としての地位が確保された。一方、南アイルランドでは独立戦争が進展し、最終的に1921年12月に連合王国と南アイルランドの間に条約が調印され、アイルランド全体が「アイルランド自由国」として「自治領」となることになった。だが、この条約は条約批准後1カ月以内に、北アイルランド議会は投票によってアイルランド自由国から離脱することを認めており、1922年12月に北アイルランドは離脱した。

1921年に開催された北アイルランド議会は、1972年にイギリスによる直接統治が始まるまで、北アイルランドの内政を担当した。ベルファストの郊外にあるストーモントに設置された北アイルランド議会は、国王、上院 (the Senate)、下院 (the House of Commons) から構成され、北アイルランド総督 (the Governor of Northern Ireland) が国王の名のもとに議회를招集・閉会・解散し、議会を通過した法案に国王の裁可を与えた。上院はベルファスト市長とロンドンデリー市長が職名で選ばれるとともに、下院が24名の上院議員を選んだ。下院は各地域の選挙区から選ばれた48名とクイーンズ大学から4名が

8) *Cameron Report*, p. 55.

9) Lawrence, *The Government of Northern Ireland*, pp. 15-7.

選ばれた。また、北アイルランドはウェストミンスター連合王国の議会（イギリス議会）には12名を送り出している¹⁰⁾。行政権を執行するのは法律上は北アイルランド総督であったが、実際には、北アイルランド議会の議員である大臣を長とする各省が行政を行った。

北アイルランド政府の内閣（the Executive Committee of Northern Ireland）は1960年代まで9人で構成された。その内訳は、首相、上院大臣（the Minister in the senate）、財務大臣、内務大臣、健康・社会サービス大臣、教育大臣、農業大臣、商業大臣、開発大臣だった。地方自治体は、ベルファストとロンドンデリーの2つの特別市（County borough）、アントリム、アーマー、ダウン、ファーマナー、ロンドンデリー、ティローンの6つの行政州（administrative county）、10の自治都市（borough）、24の都市区（urban district）、31の地方区（rural district）に分かれた¹¹⁾。北アイルランドの人口の多数を占めたプロテスタントは必然的に議会において多数派を形成することになったが、彼らはその立場を利用し少数派のカトリックを「差別」する政策を推し進めた。

選挙については、イギリス議会選挙、北アイルランド議会選挙、地方議会選挙の三つのレベルで議会選挙が実施されているが、イギリス議会選挙はイギリスの制度下で実施されているので、ここでは後者の二つの議会選挙を見てみることにする。

（1）北アイルランド議会選挙

1921年と1925年の北アイルランド議会選挙は比例代表制でおこなわれ、非大学選挙区議席（non-university seats）の48議席が、9つの選挙区において4議席から8議席ずつに分配されていた。だが、1929年に大学選挙区以外で比例代表制が廃止され、48の一人選挙区が設立された。この選挙制度の改正について少数派に不公正であるとの批判が展開された¹²⁾。この批判に対して、ロバート・オズボーン¹³⁾、D・G・プリングル¹⁴⁾、パトリック・バックランド¹⁵⁾が検討を加えている。これらの研究者は、北アイルランド議会選挙における比例代表制の廃止への批判は誇張されすぎていると断ったうえで、その廃止は小規模政党に

10) Lawrence, *The Government of Northern Ireland*, pp. 19-20.

11) Lawrence, *The Government of Northern Ireland*, pp. 22, 25.

12) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 3. Harrison, *Ulster and the British Empire 1939*, pp. 80-1; Gallagher, *The Indivisible Island*, pp. 253-63を参照.

13) Robert Osborne, 'The Northern Ireland Parliamentary Electoral System: the 1929 reapportionment', *Irish Geography*, vol. 12, 1979, pp. 42-56.

14) D.G. Pringle, 'Electoral Systems and Political Manipulation: a case study of Northern Ireland in the 1920s', *Economic and Social Review*, vol. 11, no. 3, 1980, pp. 187-205.

15) Patrick Buckland, *The Factory of Grievances: devolved government in Northern Ireland, 1921-1939*, Dublin: Gill & Macmillan, 1979.

不利となり、実際、労働党や無所属のプロテスタント（ユニオニスト）が議席を獲得することが難しくなり、ひいては議会をカトリック（ナショナリスト）かプロテスタントかの限定された色分けを行う結果になったと指摘している¹⁶⁾。また、オズボーンは、アントリムではゲリマンダー（自派を有利にするための不自然な選挙区割り）が実施されているとは言えないが、アーマーでは実施されている可能性があり、ファーマナーでは多数派のナショナリストは3議席中1議席しか獲得しておらず、ゲリマンダーが確実に実施されていると結論付けている。

(2) 地方議会選挙

地方議会選挙における選挙権は明らかに民主的なものではなかった。選挙資格は家屋の所有者またはテナント、およびその配偶者に限定され、転借人、下宿人、使用人、同居する21歳以上の子供には選挙権が与えられなかった。そのため、選挙民の1.5%にすぎない、物件所有者（property owner）が一票以上もっていた。一方、1961年の数字であるが、イギリス議会選挙では投票権をもっていた者の4分の1以上が排除されることになったのである。有権者から除外されたのは、貧しい層であり、とくにカトリックであった。地方議会選挙においてプロテスタントに有利になる選挙区の区割りが行われてきたという批判が常にあった。事実、地方議会の選挙区の区割りを課税評価額も考慮することによって裕福なプロテスタントに有利に操作（ゲリマンダー）を加えていったのである。こうした作業によって、プロテスタントは多くの地方議会において支配権を確立していった。このような結果、紛争が激化する前から地方自治体選挙における「一人一票」という、人々の感情に訴えるスローガンが、地方自治体への苦情を代表するものとなった¹⁷⁾。

ところで1920年イギリス政府は、南北アイルランドの少数派を保護するため、アイルランド地方議会に比例代表制を導入した。ところが、北アイルランド政府は早くも1922年に比例代表制を廃止し、さらに翌23年に選挙区の区割りを変更した。こうした制度改革によってユニオニストは、それまでナショナリストが多数派を占めていた地方議会の支配を確立したのである。

ホワイトによれば、カトリック（ナショナリスト）支配からプロテスタント（ユニオニスト）支配へと変わった地方自治体は、ロンドンデリー特別市、ティローン州、ファーマナー州、エニスキレン都市区、クックスタウン地方区、ダンガノン地方区、リナスキー地方区、マーラフェルト地方区、オーマ地方区、ストラバン地方区、オーマ都市区（1935年以降）、

16) Whyte, 'How Much Discrimination', pp. 3-4.

17) *Cameron Report*, p. 62; Whyte, 'How Much Discrimination', p. 4.

アーマー都市区（1946年以降）である。1922年以降の変更によってナショナリストが多数派を占めていた、ひとつの特別市議会と二つの州議会がユニオニストの手に渡り、ナショナリストが多数派を占めた最大の地方議会は、12,000人の人口を擁するニューリー都市区だった¹⁸⁾。この事実は、ゲリーマンダーが行われていたことを示唆している。

先に述べた、1922年以降に議会における支配がナショナリストからユニオニストに変わった地方自治体の議会のうち、キャメロン調査委員会は、アーマー都市区やダンガノン地方区、ファーマナー州、ロンドンデリー特別市、オーマ都市区について調査を実施している。これらの地域で調査した理由は、それらが主要な騒擾（disorders）や騒動（disturbances）がおこった場所であったからだ¹⁹⁾。

表 1 苦情を受けた地域における人口・住宅・地方議会の代表

地方自治体	1961年センサス						1966年センサス		議員数 (1968年9月30日)		公営 住宅数
	全住民数	カトリック の人数	その他 の人数	カトリック の成人数	その他 の成人数	全成人数	全住民数	成人	非ユニオ ニスト	ユニオ ニスト	
アーマー都市区	10,062	5,881	4,181	3,139 (52.9%)	2,798 (47.1%)	5,937	10,997	6,185	8	12	1,334
ダンガノン都市区	6,511	3,276	3,235	1,845 (47.5%)	2,041 (52.5%)	3,886	7,335	4,276	7	14	901
ダンガノン地方区	25,713	13,393	12,320	7,329 (49.5%)	7,476 (50.5%)	14,805	26,080	14,820	6	13	1,277
ファーマナー州	51,531	27,442	24,109	15,884 (51.1%)	15,222 (48.9%)	31,106	49,886	29,910	17	33	2,176
ロンドンデリー特別市	53,762	36,073	17,689	18,432 (61.9%)	11,340 (38.1%)	29,772	55,694	30,106	8	12	3,887
ニューリー都市区	12,429	10,414	2,015	5,843 (81.1%)	1,364 (18.9%)	7,207	12,208	7,007	12	6	1,855
オーマ都市区	8,109	4,960	3,149	2,605 (57.2%)	1,949 (42.8%)	4,554	9,989	5,572	9	12	897

註) 議員数、公営住宅数は1968年9月30日の時点におけるものである。また公営住宅数は1944年6月1日以降に建設されたものである。

出典) *Disturbances in Northern Ireland: report of the commission appointed by the governor of Northern Ireland*, Belfast: Her Majesty's Stationary Office, Cmd 532, p. 57より作成。

表1にみられるように、カトリックの成人数が、全成人数の過半数を超えているのは、アーマー都市区、ファーマナー州、ロンドンデリー特別市、ニューリー都市区、オーマ都市区である。ところが、1968年9月30日の時点においてアーマー都市区ではカトリックで

18) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 6. 一方、比例代表制のもとでナショナリストが議会の多数派を占め、その後もその地位を保ち続けた地方自治体もあった。それらのうち都市区は、バリーキャッスル都市区、ダウンバトリック都市区、キーディ都市区、ニューリー都市区、ストラバン都市区、ウォーレンポイント都市区である。地方区は、バリーキャッスル地方区、キルキール地方区、ニューリー第一地方区、ニューリー第二地方区である (J. Whyte, 'How Much Discrimination', p. 6).

19) *Cameron Report*, p. 59.

ある非ユニオニスト議員が8名であるのに対し、プロテスタントであるユニオニスト議員が12名となっている。すなわちプロテスタント側からより多くの議員が選出されている。状況はファーマナー州、ロンドンデリー特別市、オーマ都市区でも同じであり、唯一の例外はニューリー都市区である。調査報告書はロンドンデリー特別市に関してさらに状況を説明している。成人の約60%がカトリックであるにもかかわらず、60%の議席がユニオニストに占有されている（表2参照）。

表2 1967年におけるロンドンデリー特別市の有権者数と議席

	カトリック有権者数	他の有権者数	議席数
ノース選挙区	2,530	3,946	ユニオニスト 8
ウォーターサイド選挙区	1,852	3,697	ユニオニスト 4
サウス選挙区	10,047	1,138	非ユニオニスト 8
合計	14,429	8,781	20

出典) *Disturbances in Northern Ireland: report of the commission appointed by the governor of Northern Ireland*, Belfast: Her Majesty's Stationary Office, Cmd 532. より作成。

調査報告書によれば、差別が問題となっている地域のユニオニスト議員たちに選挙の不均衡について説明を求めたところ、事実を認めただけで、選挙区の最初の区割りには人口だけでなく課税評価額に基づいており、人口変化が、当初は公正であった取決めを無効にしたと主張している。さらに、過半数をわずかでも上回れば多数派になれるということは、民主主義ではしばしば生じることだと現状を肯定している²⁰⁾。調査委員会は、彼らの主張は北アイルランドの現実を無視していると反論を加え、イギリスにおける保守党から労働党あるいはその逆のような政権交代とはまったく違うと批判している。北アイルランドにおける選挙区の取り決めは、勢力の交代による政権移行の見込みなしに、同じ顔ぶれの代表者たちを繰り返し選出していると述べている。調査委員会の意見はユニオニスト（プロテスタント）が選挙区を支配し続けるために、自分たちの主張を正当化しているということだった²¹⁾。

プロテスタントの正当化の理由のひとつは、大部分の地方税を支払っている者が政治権力をもつのは当然のことであり、選挙区の代表制度における公平性は、課税評価額にもとづいて判断されなければならないというものである。この主張は、1933年のイングランド地方行政法（the English Local Government Act 1933）の条項に根拠を見出している。だが、調査委員会はこの解釈に異論を唱え、この法律は第25（2）項によって、地方自治体

20) *Cameron Report*, p. 59.

21) *Cameron Report*, p. 60.

の選挙区の土地の年度純評価額だけでなく、選挙区当たりの選挙民数も考慮する必要があることを規定していると指摘している²²⁾。いずれにせよ、北アイルランドでは、連合王国の他の地域とは異なり、地方自治体選挙では普通選挙が行われず、課税評価額が選挙区の区割りにおいて考慮されているのであった。

調査委員会は、課税評価額が選挙区の決定要因として重きが置かれ、当初の不均衡がさらに人口の変化によっていっそう悪化していると指摘している。調査委員会は、公正な代議制のために、こうした歪みを将来的に最小限にすべきであり、定期的に見直すべきであると付け加えている²³⁾。また、調査委員会がカトリックの不满は、選挙区のゲリマンダー制よりも、後に見る「雇用」や「住宅問題」に集中していたことを指摘していることに注目しておきたい²⁴⁾。

2. 雇用

まず北アイルランド経済について簡単に説明しておこう。20世紀初頭の北アイルランドの主要産業は農業と製造業に大別され、後者は、麻工業を中心とする繊維工業や造船業、機械工業から主として構成された。本稿が扱う1960年代終わりになると、麻工業に代わり化学繊維工業が繊維工業の中心となり、また航空機産業が台頭してきている。とはいえ、北アイルランドは連合王国のなかで一人当たりの生産量が最も低く、失業率が最も高い、最も貧しい地域だった²⁵⁾。

1971年センサスから宗派および男女別の失業率を分析すると、プロテスタント男性の失業率が7%であり、カトリック男性の失業率は17%であった。また、カトリック男性の失業率はカトリック女性の失業率を上回り、失業者全体の44%がカトリック男性だった。したがって、カトリック男性が北アイルランド社会の社会でもっとも不利な地位にあった

22) 近年、地方自治体の財政に占める地方税の割合は減少し、その4分の3は北アイルランド政府の財源に負っていることを指摘している（*Cameron Report*, pp. 61-2）。

23) *Cameron Report*, p. 60.

24) *Cameron Report*, pp. 56, 60.

25) Richard Harris, Clifford Jefferson and John Spencer (eds.), *The Northern Ireland Economy: a comparative study in the economic development of a peripheral region*, London: Longman, 1990; Paul Teague (ed.), *The Economy of Northern Ireland: perspectives for structural change*, London: Lawrence & Wishart, 1993.

と言える²⁶⁾。それでは北アイルランドにおける雇用を、(1) 公共部門の雇用、(2) 民間部門の雇用、に分けて検討することにしよう。

(1) 公共部門の雇用

北アイルランド議会や各地の地方議会において多数派を占めたプロテスタントは、北アイルランド政府の高官をほぼ独占するとともに、公共部門の雇用においても自らの宗派を優遇した。実際、1971年センサスによれば、カトリックが全人口に占める割合が31.4%であったにもかかわらず、1,383名の北アイルランド政府および地方自治体における上級公務員 (senior government officials) のうち、11%がカトリックだった²⁷⁾。この状況は、北アイルランド国家設立の当初から続いていた。北アイルランド国家が樹立されてから1969年まで北アイルランド政府における公務員のトップである事務次官に就いたカトリックは2名しかいない。両者とも文部省の役人であった²⁸⁾。北アイルランド政府の公務員についての研究はいくつかある。ギャラハーは1950年代において上位40のポストのうちカトリックは一人もいなかったとしている²⁹⁾。「社会正義運動 (The Campaign for Social Justice)」は、課長代理 (Deputy Principal) までの319のポストのうち、カトリックが占めていたのはわずか23で、全体の7.2%だったと報告している³⁰⁾。デニス・バリットとチャールズ・カーターは、staff officer までの公務員を調査したところ、カトリック人数は、1927年における229名のうち14名 (6.7%)、1959年には740名のうち46名 (6%) だったと述べている³¹⁾。1973年の状況については、課長代理までのポストのうち、5%のみがカトリックだったと指摘されている³²⁾。

司法の分野においても状況は同じであった。北アイルランドの初代の首席裁判官はカトリックであったが、1925年の彼の死後、同様な地位にカトリックが就いたのは、20年以上経った1949年のことであり、1名のカトリックが最高裁判所に任命された³³⁾。ギャラハー

26) Edmund A. Aunger, 'Religion and Class: an analysis of 1971 census data' in R.J. Cormack and R.D. Osborne (eds.), *Religion, Education and Employment: aspects of equal opportunity in Northern Ireland*, Belfast: Appletree Press, 1983, p. 33; Edmund A. Aunger, 'Religion and Occupational Class in Northern Ireland', *Economic and Social Review*, vol. 7, no. 1, 1975, pp. 1-18; David J. Smith and Gerald Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, Oxford: Oxford University Press, 1991, p. 20.

27) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 10.

28) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 9.

29) Gallagher, *The Indivisible Island*, p. 214.

30) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 9.

31) Denis P. Barritt and Charles F. Carter, *The Northern Ireland Problem: a study in group relations*, London: Oxford University Press, 1962, p. 96.

32) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 9.

33) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 9.

は上訴裁判所の40名の裁判官，補助裁判官，上級公務員のなかにカトリックはいないと述べている³⁴⁾。

カトリックはまた「公務員人事委員会（Civil Service Commission）」や「郵便サービス促進委員会（the Promotion Board for the Postal Service）」、「失業援助委員会（the Unemployment Assistance Board）」、「消防局（the Fire Authority）」などの政府関連機関にも不当に人数が少なかった。ガスや水道，電気などの公益事業で働くカトリックの人数も少なく，カトリックへの差別は歴然としていた³⁵⁾。

続いて地方自治体を見てみよう。北アイルランド政府の雇用においてカトリックは差別されたが，地方自治体においても事情は同じであった。フランク・ギャラハーが行った1950年代の地方自治体の労働者について研究がある。彼の結論は，1951年における3,476名のあらゆる種類の地方自治体の労働者のうち，1,096名（31.5%）がナショナリスト（カトリック）であった³⁶⁾。この割合は成人人口に占めるカトリックの割合とほぼ等しかった。リチャード・ローズは1968年のサンプル調査において，プロテスタントの16%，およびカトリックの13%が自分あるいは自分の家族が公共部門で働いていることを明らかにしている³⁷⁾。これらの主張からすると，宗派差別がないように見える。だが，雇用における上位の職と下位の職に分類すると，宗派による相違が明瞭に現れてくるのである。ギャラハーによれば，地方自治体に雇用された肉体労働者の40%以上がナショナリスト（カトリック）であった。その一方で，1,095の上級職のうち，ナショナリストが占めていたのは，わずか130で全体の11.8%だった。地方自治体の公務員に占める割合はほぼ人口比を示していたものの，上位の職はプロテスタントが多く，カトリックは肉体労働などの下位の職に甘んじなければならなかったのである。

キャメロン調査委員会は，ロンドンデリー自治体やダンガノン都市区，ファーマナー州，アーマー都市区，ティローン州，オーマ都市区における公共部門の雇用について調査を行っている³⁸⁾。ユニオニストが支配している議会が，その権力を利用して，プロテスタントに恩恵を与えるような，公務員の任命の実態が明らかにされた。1968年10月においてロンドンデリー自治体の管理・事務・技術の職の雇用者のうちカトリックは30%であった。そして10の最高級の職のうち，カトリックが占めているのは一つだけだった。ダンガノン都市区では，カトリックで管理・事務・技術の職に就いている者は一人もいなかった。ファー

34) Gallagher, *The Indivisible Island*, p. 214.

35) Whyte, 'How Much Discrimination', pp. 9-10.

36) Gallagher, *The Indivisible Island*, p. 208.

37) Richard Rose, *Governing without consensus: an Irish perspective*, London: Faber, 1971, p. 296.

38) *Cameron Report*, p. 60.

マナー州では自治体の上級職にはカトリックがいなかった。また、この州では約75名のスクールバス運転手のうちカトリックは多く見積もっても7名だった。これらの事例は、宗派や政治による明確な差別であると、調査委員会は指摘している。その一方で差別が見られない事例も紹介されている。アーマー都市区では非常に少数のカトリックしか雇用していないが、下級の職では差別がないように見える。また、ティローン州議会による明らかな差別の証拠があったが、オーマ都市区では差別の明確な証拠はなかった。

調査委員会は、カトリックによるプロテスタント差別、すなわちカトリックが支配している議会が、プロテスタントを差別していないかを調査している。非プロテスタントが支配しているニューリー都市区では少数のプロテスタントしか雇用していない事実が指摘されている。だが、このことは以下に述べる理由から差別の証拠とはされていない。第一は、ニューリーの地域ではプロテスタントが少数派だったが、彼らが深刻な失業問題を抱えてはいないことである。第二は、ニューリーではプロテスタントの人数は比較的少ないが、この地域の他の町ではカトリックが大部分を占めていることだ。また、報告書はロンドンデリーやニューリーでは最近になって地方自治体の雇用に競争試験制度が導入されていることを付け加えている³⁹⁾。

(2) 民間部門の雇用

プロテスタントの優遇は民間部門においても同様であった。プロテスタントは、金融業・保険業・銀行業や、比較的賃金が高く安定していた機械産業により多く従事している。民間部門の雇用についてはアウンガーが分析し、三つの結論を出している⁴⁰⁾。第一に、プロテスタントは専門的職業・管理職、下位の非肉体労働、熟練労働により多く従事し、カトリックは半熟練労働、非熟練労働、失業者により多く見出された。第二に、どの分類においてもカトリックはプロテスタントよりも下位にある。例えば、カトリックが事務員であれば、プロテスタントは経営者である。第三に、カトリックは、建設業のようなステータスが低く失業によりさらされる産業に多く、プロテスタントは高賃金で安定した産業に雇用されていた。また、「公正雇用機関 (Fair Employment Agency)」によれば、北アイルランドの代表的企業であるハーランド・アンド・ウルフ造船所の労働者の大多数は、少なくとも1970年終わりまでプロテスタントだった⁴¹⁾。民間部門の雇用においてもカトリックは差別されたのである。

39) *Cameron Report*, pp. 60-1.

40) Edmund A. Aunger, 'Religion and Occupational Class in Northern Ireland', *Economic and Social Review*, vol. 7, no. 1, 1975, pp. 1-18.

41) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, p. 20.

以上述べてきた公共部門および民間部門における宗派による雇用の相違は、宗派差別の結果だったと考えられる。実際、ポール・ビュー、ピーター・ギボン、ヘンリー・パターソンは、カトリックが上級公務員になれないのは差別の結果であるとして、カトリックが差別された証拠を挙げている。内務省（the Ministry of Home Affairs）では、カトリックの任用が拒否されていた。1920年代終わりから30年代初めにかけて、北アイルランドにおいてカトリックの上級公務員数は次第に減少していったことが指摘されている⁴²⁾。

だが、雇用の相違は宗派差別によるものではないという以下の主張もある。第一に、カトリックのなかには、公務員になることは、「敵に加わることで、魂を失うことだ」と言う者もいる⁴³⁾。だが、公務員になりたくないというだけでは説明できない事実がある。キャメロン調査委員会は、ユニオニストが支配している地域の地方自治体の職にカトリックが応募しない理由を、カトリックが応募しても職には就けないという見込みからそうしていると指摘しているのである⁴⁴⁾。また、カトリックは、北アイルランドを弱体化させるために働かないという理由付けもある。だが、ロバート・ミラーは1973年から74年に北アイルランドの2,416人の成人男性について仕事に関する考え方を聞き、カトリックとプロテスタントに差がないことを明らかにしている⁴⁵⁾。

第二に、雇用の相違は宗派間の教育程度の違いであって、差別の結果ではないという主張もある。言葉を代えて言えば、カトリックがプロテスタントよりも教育水準が低いと言うことである⁴⁶⁾。バリットとカーターによれば、北アイルランドにおけるグラマー・スクールと大学出身者の4分の3がプロテスタントだった⁴⁷⁾。だが、実際の人数はこれでは説明できないのである。さらに、リチャード・ローズによれば、1968年の全国共通試験においてプロテスタントのほうがカトリックよりも好成績を取っている⁴⁸⁾。だが、R・J・コーマックらの研究によれば、ベルファストのカトリックのサンプル調査によれば、カトリックは教育にかかわらず、仕事を見つけるのが難しかった⁴⁹⁾。また、カトリックがプロテスタン

42) Paul Bew, Peter Gibbon and Henry Patterson, *The State in Northern Ireland, 1921-72: political forces and social classes*, Manchester: Manchester University Press, 1979, p. 77.

43) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 10.

44) *Cameron Report*, p. 62.

45) Robert Miller, 'Attitudes to Work in Northern Ireland', Belfast: Fair Employment Agency, Research Paper, no. 2. 「勤勉は人格を形づくる」「仕事において昇進するチャンスをつかむことは重要である」ことを認めるか、どうかを尋ねた。

46) Richard Rose, *Governing without Consensus: an Irish perspective*, London: Faber, 1971.

47) Barritt and Carter, *The Northern Ireland Problem*, p. 96.

48) Richard Rose, *Governing without Consensus: an Irish perspective*, London: Faber, 1971, pp. 500-1.

49) R.J. Cormack, R.D. Osborne and W.T. Thompson, *Into Work? Young School Leavers and the Structure of Opportunity in Belfast*, Belfast: Fair Employment Agency, Research Paper, no. 5, 1980.

トに比べて教育成果をあげていないことについては、カトリックの学校が十分な補助金を受けてこなかったという点を見逃すことはできない。

第三に、カトリックはプロテスタントよりも雇用機会の情報を入手しにくいという説明もある。北アイルランドでは労働者の採用においては親戚や知人を採用するなど非公式のネットワークを利用している。そのため、プロテスタントはカトリックよりも雇用され、さらに上位の職に就いているため、プロテスタントの若者のほうが職を得やすいのである。宗派の違いが差別の原因ではなく、知り合いを単に優遇した結果だとするものである⁵⁰⁾。

第四は、カトリックが投資を誘致するのが難しい周辺地域に居住していることである。ポール・コムプトンによれば、カトリックの4分の3は、投資の誘致が難しく失業率が高い周辺地域に居住し、そうした地域に居住するプロテスタントの割合はわずか5分の1ということである⁵¹⁾。

第五は、カトリックの家族規模がプロテスタントよりも大きいことである。コムプトンの指摘によれば、失業給付は家族規模に関連しているので、働くよりも失業している方が金銭的に得であるということである⁵²⁾。

いずれにせよ、公共部門や民間部門の雇用においてプロテスタントが優遇されたのは事実であり、1970年代はじめにカトリック男性の失業率はプロテスタント男性の失業率の2倍に達していたのである。

3. 公営住宅・地域発展

1968年の騒乱をそもそも引き起こしたのは、ダンガノン地方区における公営住宅の配分だった⁵³⁾。ここでは(1)公営住宅、(2)地域発展について検討することにする。

(1) 公営住宅

1945年以前は提供される公営住宅が少なかったため、公営住宅に関する苦情はほとんど

50) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 12.

51) Paul A. Compton, 'Religious Affiliation and Demographic Variability in Northern Ireland', *Transactions of the Institute of British Geographers*, n.s., vol. 1, no. 4, 1976, pp. 433-52.

52) Paul A. Compton, 'Demographic and Geographical Aspects of the Unemployment Differential between Protestants and Roman Catholics in Northern Ireland', in Paul A. Compton (ed.), *The Contemporary Population of Northern Ireland and Population-related Issues*, Belfast: Institute of Irish Studies, 1981, pp. 127-42.

53) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, p. 20.

聞かれなかった。だが、第二次世界大戦後に、北アイルランドにおいて公営住宅の建設が促進されると、カトリックから公営住宅の割当てにおいて自分たちが差別されているという不満が噴出した。実際、ファーマナー州ではカトリックが人口の過半数を超えていたにもかかわらず、大戦後に建築された1,589軒の公営住宅のうち、カトリックに割当てられたのは568軒だった⁵⁴⁾。だが、プロテスタントも不満を持っていた。というのも、地方自治体の公営住宅については、カトリック地区の住宅にはカトリック議員が自らの宗派の住民を割当てていたからである。当然、プロテスタント地区では逆のことが行われてきた。だが、報告書はカトリックのほうが不満をもっており、事実には照らし合わせてみると、カトリックの不満は正当化でき、改善の必要性を認めている⁵⁵⁾。だが、公平な割当てを行っていた地方自治体もあり、先に見た公共部門における雇用ほど差別はなかったと言われている。

公営住宅政策は選挙区におけるプロテスタントとカトリックの人口比のバランスを崩さないように進められてきたことに、注目する必要がある。プロテスタント支配地域では、プロテスタントは自らの宗派が多数派を占める選挙区において、カトリックが逆転して多数派を形成しないように、工夫を施してきた。例えば、ロンドンデリー特別市において、多数のカトリックが居住しているサウス・ワードで大きな計画が実施され、カトリックに新しい住宅を提供されている。オーマ都市区とダンガノン地方区では、カトリックはウエスト・ワーズだけに住宅を配分されている。逆に、プロテスタントはプロテスタントの選挙区に新しい住宅を提供され、選挙のバランスが乱されないような工夫がこらされているという⁵⁶⁾。プロテスタントの支配地域では政治的目的のために歪められていると調査委員会是指摘している。こうした地域では、住宅は政治的均衡を乱さないように建設されている。

さらに、議会は、選挙に不利となると思われる住宅計画に対して、計画許可を保留したり、遅らせたりする例が多々あった。調査の過程において、個々の議員が住宅の配分を実際にコントロールしているようには見えないが、住宅の配分には政治的偏向があったことがわかっている。プロテスタントの支配的な地域、例えばダンガノン都市区においては、新しい住宅はスラムに居住するカトリックに提供され、プロテスタントの場合にはニュー・ファミリーに提供される。提供される住宅の全戸数はプロテスタントとカトリックの比率にほぼ等しく分配されているが、常にプロテスタントの政治的優位が維持されるように分配・工夫されているのである⁵⁷⁾。

54) Whyte, 'How Much Discrimination', pp. 18-9.

55) *Cameron Report*, p. 56.

56) *Cameron Report*, p. 61.

57) *Cameron Report*, p. 61.

(2) 地域発展

調査報告書には、新産業や公共部門によるプロジェクトの選定地が、多数のプロテスタントが居住する北アイルランド東部に偏っているという不満が記述されている⁵⁸⁾。とくに不満がもたれていたのが北アイルランドにおける二番目の大学を、ロンドンデリーではなく、コルレインに設立する決定だった。ちなみにコルレインはプロテスタントが多数を占める市場町であった。R・D・オズボーンによれば、ロンドンデリー市議会のプロテスタント議員が、カトリックが居住することによってプロテスタントに有利に働くゲリマンダーが壊れ、反プロテスタントの知的中心地になることを危惧し、他の場所に設置するように図ったということだった⁵⁹⁾。また、ファーマナーやサウス・ダウンのような地域に、公的に支援された新しい産業がないのは政治上の目的からだという不満があることが、調査報告書に記述されている。調査委員会は、こうした申し立てが事実であると強く信じられているので、苦情と憤りが消えない地域があると述べている。

4. 警察

北アイルランドの治安は、紛争が激化した当時、ロイヤル・アルスター警察 (Royal Ulster Constabulary) とアルスター特別警察 (Ulster Special Constabulary, B スペシャルズとも呼ばれる) によって維持されていた。「北アイルランド国家」の設立初期から、これらの警察組織への不満はあったが、その高まりを見せたのはやはり1960年代終わり以降である。ロイヤル・アルスター警察の宗派別構成は、1936年に全体の17%を占めていたカトリックの割合が徐々に減少し、1944年には16%、1961年には12%、1969年には11%となった⁶⁰⁾。だが、この減少は差別の結果ではないとホワイトは主張し、その論拠として、ハント委員会 (Hunt Committee) がカトリックのロイヤル・アルスター警察の警官に証言を求めたところ、昇進が宗派差別に影響されたという証拠はなかったとしていることを挙げている⁶¹⁾。

ロイヤル・アルスター警察よりも問題であったのが、アルスター特別警察だった。この

58) *Cameron Report*, p. 62.

59) R.D. Osborne, 'The Lockwood Report and the Location of a Second university in Northern Ireland', in F.W. Boal and J.N.H. Douglas (eds.), *Integration and Division: geographical perspective in the Northern Ireland Problem*, London, p. 176.

60) Whyte, 'How Much Discrimination', pp. 23-4; Buckland, *The Factory of Grievances*, p. 20; Barritt and Carter, *The Northern Ireland Problem*, p. 93.

61) *Report of the Advisory Committee on Police in Northern Ireland*, Belfast: HMSO, Cmd 535.

警察は、IRA がイギリス政府に攻撃を仕掛けていた1920年に設立された。こうした経緯もあって、メンバーは当初からプロテスタントであった。調査報告書は、アルスター特別警察について、義勇軍（home guard）あるいは防衛力、そして警察の予備の補充という二つの目的をもって説明している。また、メンバーは主にプロテスタントであり、カトリックがメンバーになることに法的障害はないが、カトリックが好まれてリクルートされるということはある得なかったと述べている。さらに調査報告書によれば、オレンジ団の施設を使用して訓練を行っており、カトリックの目には宗派色の濃い（sectarian）警察組織であると映っていた⁶²⁾。プロテスタントが中心となった警察がカトリックに対して敵対的な態度をとることは想像に難しくなく、カトリックが不満を持つことになったのである。

プロテスタントが多数を占める警察は、法律によって強力な権限が与えられていた。警察はこの法律を利用しながら、プロテスタントよりもカトリックに対しての取締りを強化した。1922年春、北アイルランド議会は最初の「特別権限法」を成立させ、北アイルランド内相は、治安を守り、秩序を維持するために必要な命令を出し、その権限をロイヤル・アルスター警察の警官に委譲することができた。その結果、内相は集会や出版を禁止し、裁判なしに容疑者を拘束し、逮捕状なしに逮捕し、場所を選ばずに人や車を捜査し、様々な組織の非合法化を宣告できた。特別権限法は毎年延長されたが、1928年に5年間の期限延長が行われ、1933年には恒久化された。したがって、法律が持っていた権限の濫用に対する部分的な安全装置がなくなったのである⁶³⁾。

ところでホワイトは、ロイヤル・アルスター警察とアルスター特別警察の治安維持活動について、キャメロン調査委員会とスカーマン報告書⁶⁴⁾の証言を引き合いに出して考察を加えている。ホワイトによれば、これらの報告書は警察組織への敵意のある評価を裏付けてはいないと述べている。実際、キャメロン報告書は、1969年10月5日、1970年1月4日、5日のロンドンデリーの行進、1970年1月11日のニューリーのピープルズ・デモクラシー⁶⁵⁾の行進における警察の対応には問題があったとしながらも、警察は推賞に値する規律と節度をもって行動したと記述している⁶⁶⁾。結局、ホワイトの下した結論は、警察はプロテスタントおよび非プロテスタントを問わず公平に法を適用したと見ることはできないが、プ

62) *Cameron Report*, p. 63.

63) Whyte, 'How Much Discrimination', pp. 24-5.

64) *Violence and Civil Disturbances in Northern Ireland in 1969: report of tribunal of inquiry presented to parliament by command of His Excellency the Governor of Northern Ireland April 1972*, Belfast: Her Majesty's Stationary Office, Cmd. 566.

65) 北アイルランド公民権協会と学生が中心になって構成され、公民権に限った運動を展開した。

66) *Cameron Report*, p. 71.

ロテスタントの支配を永続させるほど党派的でもなかったと言うことだった⁶⁷⁾。

おわりに

北アイルランド政府は、北アイルランド紛争の激化を抑えるために、事態の解決に乗り出した。報告書が提出された当時、北アイルランド政府は、ロンドンデリー自治体およびロンドンデリー地方区の廃止とそれに代わる「任命委員会 (a nominated Commission)」の設置、グレート・ブリテンと同様な「議会オンブズマン」や地方自治体への苦情を扱う組織の導入、地方自治体選挙権を普通選挙権に基づかせること、独立委員会によって再編された地方自治体の地域という新しいシステムのもとで選挙区の区割りをを行うことを決定した⁶⁸⁾。調査委員会は、北アイルランド公民権協会やその支持者たちが注意を向けた苦情、とくに公営住宅の配分や公共部門の就職における差別、地方自治体の選挙権における制限、選挙区の区割り・地域の意図的な操作が存在したことを事実として認め、このことは北アイルランド政府が作り上げたものであると結論づけている。

改革については、調査委員会は改革について二つの提言を行っている。第一は、警察についてであり、警察への苦情は、公平な機関が調査すべきであるということである。第二は、新しく設立される地方自治体の上級公務員の選任のやり方である。すなわちその選任は、「選出された機関 (the elected authorities subject)」の裁量に任せるべきであるということだった⁶⁹⁾。

イギリス政府もまた、北アイルランド紛争の原因が宗派による差別であることを十分に認識し、その是正を求める動きを始めた⁷⁰⁾。1972年に北アイルランド議会は解体され、イギリス政府による直接統治が開始された。1973年には地方自治体は改革され、比例代表制によって選出される26の地区議会 (district councils) が地方自治を主体的に推進することになった。公共住宅の配分の責任主体は、地方自治体から「北アイルランド住宅委員会 (Northern Ireland Housing Executive)」に移った⁷¹⁾。また、1970年には警察改革も実施され、すべてのコミュニティから推薦された代表者をメンバーとする機関が設置され、警察が監視されるようになった。さらに、アルスター特別警察は組織改革が行われ、英軍のパー

67) Whyte, 'How Much Discrimination', p. 29.

68) *Cameron Report*, p. 64.

69) *Cameron Report*, pp. 93-4.

70) アイルランド系アメリカ人政治家は、北アイルランドへのアメリカ企業の投資を控えるように圧力をかけたりした (Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, p. 373).

71) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, pp. 46-9.

トタイムの部隊であるアルスター防衛部隊（Ulster Defence Regiment）となった。だが、これらの警察改革は「裁判なしの予防拘禁」という、人権を脅かす政策の導入と対になっていたことは注目しておきたい⁷²⁾。こうした差別是正にかんする一連の改革にもかかわらず、紛争が1990年代終わりになるまで終息しなかったのは、周知の事実である。

ところで雇用に関しては、1976年および1989年には「公正雇用法（the Fair Employment (Northern Ireland) Act)」が成立し、宗派間のバランスがとれた雇用の後押しがなされた⁷³⁾。聖金曜日協定によって「平等委員会」が設立され、公正な雇用の推進が目指された。とはいえ、近年においてもカトリックの失業率はプロテスタントを上回っている。ちなみ

表3 男性の職業階層別宗派構成，1971年

	カトリックの割合 (%)	プロテスタントの割合 (%)	合計 (%)
専門職・管理職	9	16	14
下級の非肉体労働者	12	17	16
熟練労働者	23	27	26
半熟練労働者	25	24	24
非熟練労働者・失業者	31	16	20
合計	100	100	100

出典) R.J. Cormack and R.D. Osborne (eds), *Religion, Education and Employment: aspects of equal opportunity in Northern Ireland*, Belfast: Appletree Press, 1983, p. 34より作成。

表4 労働者の産業別宗派構成，1971年

	雇用者数 (人)	カトリックの割合 (%)
機械産業	2,440	16
繊維産業	2,191	30
鉄道	183	33
化学産業	98	43
波止場	1,439	54
建設業	12,118	55
ガラス産業	173	59

出典) R.J. Cormack and R.D. Osborne (eds), *Religion, Education and Employment: aspects of equal opportunity in Northern Ireland*, Belfast: Appletree Press, 1983, p. 35より作成。

72) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, pp. 23-4. ロイヤル・アルスター警察は2001年に北アイルランド警察（Police Service of Northern Ireland）に組織編制され、カトリックをも取り込んだ警察に変わろうとしている。

73) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, pp. 325-9.

に1983年から85年の「連続世帯調査 (Continuous Household Survey)」によれば、プロテスタントの失業率が14.9%なのに対し、カトリックは35.1%だった⁷⁴⁾。また、同調査は、プロテスタントはカトリックよりも上位の仕事に就いている傾向があることも明らかにしている⁷⁵⁾。公共住宅の配分については、北アイルランド住宅委員会の設立以降に、「一元的なポイント制度 (a unitary points system)」が導入され、カトリックへの配慮がなされるようになったが、宗派間の格差はやはり存在しているという⁷⁶⁾。

最後に、プロテスタントが不安や憂慮を抱いていることを調査委員会が指摘していたことにもふれておきたい。プロテスタントは北アイルランドにおいては多数派を占めたが、アイルランド全体では少数派に転落するという事実が彼らの不安をかきたてていた。実際、アイルランド共和国は、北アイルランドの統治体制が確立されて以来、その存在を長年に渡って認めてこなかった。また、カトリックが政治的優位を確立すると、南のアイルランド共和国と同じ「カトリック的政策」が実施されるのではないかと、プロテスタントは危惧した。すなわちアイルランド共和国においては、独立後にプロテスタントの人口が減少し続け、カトリック教会の政府への影響力が増加し、異宗婚に対するカトリック教会の態度から生じる問題だけでなく、検閲や産児制限への制約が実施されたことなどである⁷⁷⁾。現在、アイルランド共和国はこうしたプロテスタントの不安の解消に努めているとはいえ、プロテスタントの不安は完全に払拭されたとは言えない。

紛争は小康状態を保っているだけであり、けっして解決してはいない。例えば、北アイルランド自治議会がしばしばその機能が停止されてきたことを見れば頷ける。そもそもプロテスタントは北アイルランドとイギリスとの合同という現状を肯定し、一方のカトリックは北アイルランドのイギリスからの独立と南北アイルランドの統一を支持し、双方の主張が基本的に対立しているからである。また、プロテスタントのなかには、シン・フェイン党 (カトリック強硬派の政党) や IRA に対して嫌悪感を抱き続ける者がいる。一方、カトリックの側では、「新 IRA (New IRA)」のようなグループが、IRA (和平路線を選択し、武力闘争を放棄した) に反対し、IRA から離れ武力闘争を継続しているのである。

74) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, p. 155.

75) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, pp. 199, 371.

76) Smith and Chambers, *Inequality in Northern Ireland*, pp. 353, 365-7, 371.

77) *Cameron Report*, p. 65.

Background to the Conflict in Northern Ireland: the Cameron Report (1969)

TAKAGAMI Shinichi

Abstract

The Northern Ireland Civil Rights Association, which was founded in 1967 to protest anti-Catholic discrimination in Northern Ireland, organised public demonstrations. They were severely suppressed by the Royal Ulster Constabulary. The Irish Republican Army, whose members were Catholics, started to attack Protestant, the police and the British army. Protestants established the Ulster Defense Association, which targeted Catholics. This article analyses the background to the conflict in Northern Ireland using the report of the Cameron Commission which established by the British government to investigate the civil disorders of the late 1960s. I examines four areas of contention. First, electoral practices were favourable to Protestants. Catholics were over-represented among the disfranchised. In a number of areas a unionist (Protestant) council ruled over a population with a slight Catholic majority. Secondly, Protestants were disproportionately represented in the non-manual and skilled occupations. Some private firms discriminated against Catholics. Thirdly, there is evidence that certain local authorities discriminated in allocating public housing. In Fermanagh, where Catholics were a slight majority of the population, 568 post-war councils were let to Catholics and 1,021 to Protestants. Fourthly, the proportion of Catholics in the Royal Ulster Constabulary was well below the proportion of Catholics in the overall population.